平成２３年（フ）第２０号
広島県安芸高田市吉田町吉田1449番地２　小松アパート２号、住民票上の住所広島県三次市三和町敷名2740番地
債務者　池森　秀雄
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第２２号
埼玉県春日部市備後東２丁目14番29号
債務者　武井　政男
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
埼玉県越谷市大字南荻島91番地６
債務者　大留　鋼二
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
埼玉県草加市谷塚仲町116番地２
債務者　松田由美子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
埼玉県吉川市保１丁目24番地６　東宝レジデンス302号
債務者　下山　健一
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目６番地８　ジュネパレス蒲生12―205
債務者　小笠原純子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
埼玉県三郷市三郷１丁目11番地38　パークハイム101
債務者　金井　和博
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
埼玉県三郷市三郷１丁目21番地２　若草荘Ｂ
債務者　大場　朱美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７００号
千葉市若葉区桜木２丁目24番２棟104号
債務者　斉藤ジュリエットこと　サイトウ　ジュリエット　レグナー
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１９２号
千葉市稲毛区作草部町1260番地１　ドメイン西千葉202号
債務者　高宮　高夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６６号
千葉県船橋市宮本７丁目21番10号
債務者　松山　美枝
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８２号
千葉県市原市山田橋819番地１　フィネス山田橋105号
債務者　梶原　義幸
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８４号
千葉市若葉区西都賀５丁目28番18―１号
債務者　儘田　浩幸
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９９号
千葉県市川市行徳駅前２丁目21番22―7015号行徳マンション
債務者　角本健二郎
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３０６号
千葉県船橋市二和東６丁目32番31号
債務者　武田　昌巳
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３８号
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目８番地14
債務者　開米　哲夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３６６号
千葉県市川市日之出14番14号　ウインディコート201号
債務者　舘野　虔一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係